

保育料等の補助(減免)額

～『第1子・第2子・第3子』の数え方について～

○私立幼稚園就園奨励費では、小学校3年生以下の兄弟から数えた順位で算定します。
 ただし、表1の区分1～3については、年齢制限(小学校3年生まで)がありませんが、生計を一にする者に限ります。

表1 階層区分ごとの限度額

区分	対象基準	補助限度額		
		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	308,000円(ア)	308,000円(キ)	308,000円(セ)
2	市町村民税が非課税の世帯	272,000円(イ)	308,000円(ク)	308,000円(ソ)
	市町村民税の所得割課税額が非課税の世帯	(ひとり親世帯等) 308,000円(ウ)	(ひとり親世帯等) 308,000円(ケ)	
3	市町村民税の所得割課税額が表2《A》の額以下の世帯	187,200円(エ)	247,000円(コ)	308,000円(タ)
		(ひとり親世帯等) 272,000円(オ)	(ひとり親世帯等) 308,000円(サ)	
4	市町村民税の所得割課税額が表2《B》の額以下の世帯	62,200円(カ)	185,000円(シ)	308,000円(チ)
5	上記の所得割課税額を超える世帯	—	154,000円(ス)	308,000円(ツ)

※ 上記区分3・4の市町村民税の所得割課税額の基準(上限)額は、子どもの(扶養親族)の数によって変動するので、表2を参照してください。

表2 市町村民税所得割課税額基準(上限)額

(単位：円)

	19歳未満の扶養親族の数		基準(上限)額	
	16歳未満 (H14.1.2以降生 まれ)	16歳以上19歳 未満(H11.1.2～ H14.1.1生まれ)	町民税所得割課税額	
			《A》	《B》
1人	1人	0人	55,800	191,400
2人	1人	1人	66,900	198,600
	2人	0人	77,100	211,200
3人	1人	2人	78,000	205,800
	2人	1人	88,200	218,400
	3人	0人	98,400	231,000
4人	1人	3人	89,100	213,000
	2人	2人	99,300	225,600
	3人	1人	109,500	238,200
	4人	0人	119,700	250,800
5人	1人	4人	100,200	220,200
	2人	3人	110,400	232,800
	3人	2人	120,600	245,400
	4人	1人	130,800	258,000
	5人	0人	141,000	270,600

- ※ 金額はあくまで限度額ですので、実際の保育料等の費用と比較し、いずれか低い額が交付されます。
- ※ 補助(減免)額は、平成29年度町民課税額(住宅借入金等特別控除の適用前の額)により決定します。また、同一世帯で2人以上に所得がある場合は、その合計が所得割課税額となります。
- ※ 今年度入園した園児がいる場合は、上記金額に7,000円を加算した額が補助限度額となります。
- ※ 表1中、「ひとり親世帯等」とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯です。
 - ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)・療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る)・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る)・その他町長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

計算例

① 町民税非課税世帯で、小学1年生の児童と3歳の園児がいる世帯

308,000円(上記(ク))に該当

② 所得割課税額の世帯合計が28,900円で、4歳の園児がいる世帯

16歳未満の扶養親族が1人のため、表1の区分3・区分4の所得割課税額《A》・《B》は表2を参照すると、《A》:55,800円、《B》:191,400円となる。世帯の所得割課税額が28,900円のため表1区分3に該当になり、園児は第1子となるため、187,200円(表1(エ))に該当。

③ 所得割課税額の世帯合計が221,400円で、小学生6年と3歳の園児、1歳児がいる世帯

16歳未満の扶養親族が3人のため、表1の区分3・区分4の所得割課税額《A》・《B》は表2を参照すると、《A》:98,400円、《B》:231,000円となる。世帯の所得割課税額が221,400円のため表1区分4に該当になり、園児は第1子(区分4の場合小学6年生は多子計算の対象外)となるため、62,200円(表1(カ))に該当。